



埼玉県報

第 641 号
令和 7 年(2025 年)
8 月 8 日
金曜日

目 次

告示

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第二十八条第一項の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 令和 7 年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借に関する入札公告（ICT 教育推進課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第 524 号中訂正（社会福祉課）

告 示

埼玉県告示第六百十五号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第十号）附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年八月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和七年八月十一日から令和八年二月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年八月五日認可した。

令和七年八月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県加須市

告 示

埼玉県告示第六百十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年八月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和7年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年1月1日（木）から令和12年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 高見 電話048-830-6640（直通） 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月11日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月10日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月10日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和7年9月11日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年9月1日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年8月18日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775

(直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 7th year
Saitama Prefectural school instructor terminals rental etc.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m.
September 11, 2025, By registered mail; 5:00 p.m. September 10, 2025,
In person; 5:00 p.m. September 10, 2025.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division,
Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十六日第八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十九番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十 番十三地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番 四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四 十八番四地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番十三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十 番十三地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百六十八・〇 二十三・〇 十八・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	八・六二〇九・〇 二十・〇 九・〇〇十二・五

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年十一月十三日第二十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号						取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号						指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日						指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番一か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三 まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番四か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一 まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五番三 まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番五 まで						指定の取消しに係る道路の位置
百・〇 二百六十八・〇 四十五・〇 百四十三・六 四十・二						指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
九・〇 二・〇〇九・〇 十七・五 十六・〇〇十七・五 二十・〇 五千・〇平方メー トル						指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

第一〇一 号						取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号						指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日						指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四 番一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番二十一 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番二 十一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番四十一 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番三 十一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番八か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番三 まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二十 六から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一 番九まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十四番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十六 番二十まで	指定の取消しに係る道路の位置
九十九・〇	九十九・〇	九十六・〇	百三・〇	四十五・〇	二百四十九・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	九・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

第一〇一 号		取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日		指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一 まで		指定の取消しに係る道路の位置
百二十・〇		指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
一・〇〇四・〇		指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十五年二月十四日第二十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消 番号	第一〇一 号
指定の取消し に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消し の 年 月 日	令和七年六月二 十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番九地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番 五十三地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百八十六番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百八 十六番一地先まで
指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	五十七・〇 十三・〇
指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年三月二十五日第二十五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二 条第一項 第四号				指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番十九 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番 三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番 四まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三番四 十五から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十三番四まで				指定の取消しに係る道路の位置
百二十四・〇				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年六月八日第五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十二番五 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十二 番十まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百八十六番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十二 番十まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百八十六番一 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百八十六 番一まで
指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	百四十六・〇 百九・〇 百二十五・〇
指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇〃十四・〇 九・〇 八・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年十月十八日第十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	第一〇一 号
指定の取消しの 年 月 日	指定の取消しに係る道路の位置	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
令和七年六月二十日	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番十九から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四まで	九十一・〇	九・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番百十まで	五十二・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番十九から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番百六まで	九・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番二から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百七十七番一まで	百五十六・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番五十八から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百七十七番一まで	百・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百七十七番一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番四まで	七十六・〇	六・〇

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番三十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十六番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番二まで				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
七十・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)
六・〇				

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年八月十五日第十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号	取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番百三 十二から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十 六番十一まで	指定の取消しに係る道路の位置
二十七・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年六月六日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号					取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号					指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日					指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十八番 六から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八 十八番七まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番十 九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十 九番三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番二まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番 四十六から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百八十七番四十九まで					指定の取消しに係る道路の位置
二六・〇					指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇					指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十一年三月九日第十号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 五十一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十三番五十まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番四 十八から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十九番四十八まで
指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	二十六・〇 四十六・二
指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)	十四・〇 二・二〽二・四

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十三年四月二十六日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号					取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号					指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日					指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番 五十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百八十七番五十三まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十六番 一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八 十七番一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十 七から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六 番四まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十 九から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六 番六十九まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四十 六から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八 番五十二まで	指定の取消しに係る道路の位置
三十七・〇	四十・〇	五十四・〇	七十四・〇	五十・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	九・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番四 十四から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十九番四十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八 番二十五まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 三十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
四十八・〇				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年三月二十六日第二十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十四まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番一か ら埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一番二 まで				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三番三 十一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十三番二十五まで				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十四まで				

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年八月十日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号	取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番五十 四から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番 六十六まで	指定の取消しに係る道路の位置
九十・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
二十・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年五月三十一日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十五から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十五まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番五十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番二十四まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十六・〇 二十七・二
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	〇・〇～四・〇 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十七年四月二十四日第百一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号						取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号						指定の取消し に係る 道路の種 類
令和七年六月二 十日						指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十八まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十五から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十八まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 四十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番四十八まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十八番二 十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九 十八番一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十三番二 十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九 十八番一まで	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る 道路の延 長 (単位メートル)
七十五・〇	七十八・〇	四十二・〇	二十五・〇	三十四・〇	二十・〇	指定の取消しに係る 道路の幅 員 (単位メートル)
十四・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八番五 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八 番五まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番二まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十六・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十九年七月十八日第二百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号	取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 二十八から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番二十九まで	指定の取消しに係る道路の位置
十三・三	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

正 誤

埼玉県告示第五百二十四号（令和七年六月二十七日発行第六百二十九号）中訂正

ページ 表中 行

二 開設者名 前から九

誤

高 宜輝

正

高 宜輝